

第2版第2刷の刊行に際して（2011年2月）

2009年3月の連邦民訴規則改正や2010年6月のMcDonald v. City of Chicago 判決などを織り込むとともに、不正確・不適切な記述を改めた。

6頁12行目

「決まってしまった」 → 「決まった」

15頁12行目

「植民の初期から国王裁判所の運用したイギリス法が急速に継受されたわけではないし、」

↓

「本国のコモン・ロー裁判所やエクイティ裁判所が運用した法が、植民の初期から急速に継受されたわけではないし、」

17頁2行目

「植民地商業」 → 「植民地貿易」

46頁15行目

「連邦法を無効とする」 → 「このような理由で連邦法を無効とする」

48頁下から5行目

「(第1修正);」

↓

「(第1修正); 武器を保有する権利 (第2修正);」

49頁1行目

「第2修正の武器を保有する権利、」を削除

55頁17行目

「[その事件を審理しうる] 州の最高の裁判所の終局判決」

↓

「当該事件で上訴可能な最上級の州裁判所の終局裁判」

57頁17行目

「小額」 → 「少額」

58頁4～5行目

「(こののちは、in personam jurisdiction のみについて話を進めていく).」

↓

「(これ以降は、in personam jurisdiction について説明する).」

58 頁 9 行目

「必要とされていた。」

↓

「必要とされていた（この要件が満たされていないと、被告は訴えの却下を求めたり、判決の無効を主張したりできる）。」

58 頁 20～21 行目

「定めるとともに」 → 「定めるとともに」

58 頁 25 行目

「呼出状の送達を回避する等の目的で」

↓

「呼出状送達の回避等の目的で」

58 頁 27 行目

「判示された」 → 「された」

72 頁 14～15 行目

「被告は答弁書（answer）と呼ばれる書面を原告に送達し、かつ裁判所に提出して応訴を表明することになる。」

↓

「被告は自らの主張を記した答弁書（answer）と呼ばれる書面を原告に送達し、かつ裁判所に提出することになる。」

72 頁 16 行目

「20 日」 → 「21 日」

72 頁 18 行目

「訴状で請求された救済を原告に与える被告敗訴の」

↓

「原告の申立てによって、本案について原告を勝訴させる」

74 頁 24 行目

「20 日」 → 「21 日」

74 頁 28 行目

「申し立てる」 → 「主張する」

76 頁末行～77 頁 2 行目

「略式判決の申立ては、被告については、訴訟の開始後いつでも、原告については、訴

訟開始後 20 日を経た後に（または，被告からこの申立ての送達がなされた後に），なすことができる（Rule 56(a),(b)).」

↓

「 略式判決は，いずれの当事者についても，原則として，すべての開示手続が終結した後 30 日を経過するまでは，いつでも申し立てることができる（Rule 56(a)-(c)).」

83 頁 10 行目

「開示に対する」 → 「開示要求に対する」

87 頁 25 行目 「10 日」 → 「14 日」

91 頁 16～17 行目

「申し立てているか。」 → 「主張しているか。」

95 頁 12～13 行目および 27 行目 「10 日」 → 「28 日」

103 頁 12～20 行目

差替

「 イギリスでは，1954 年と 1989 年の法律（Law Reform (Enforcement of Contracts) Act 1954; Law of Property (Miscellaneous Provisions) Act 1989）などによって詐欺防止法の要件の適用範囲が縮小され，その対象は保証契約のみになった（もっとも，1989 年法は書面を土地契約の成立要件とした）。他方，アメリカでは，ルイジアナ州以外の 47 州で詐欺防止法と同様の法律が制定され，法律が制定されていない 2 州でも（判例によって）詐欺防止法が継受されたとされている。そして，これまで，イギリスのようにその適用範囲が縮小されることはなく，今日でも，当初の法律と同様の種類の契約に同法の要件が適用されている（ただし，裁判所は解釈でその適用を狭めようとしてきた）。」